

静岡県パスポート(旅券) 申請のごあんない (紙申請用)

2023年3月27日現在

- この「ごあんない」は、次の場合の旅券発給申請の内容です。
 - ①旅券を初めて申請する場合
 - ②前の旅券が期限切れの場合
 - ③有効期間の残りが1年未満となった場合
 - ④旅券の査証欄に余白がなくなった場合
 - ⑤旅券の記載事項(氏名・本籍地)に変更があった場合
 ※これ以外の旅券発給申請や有効中の旅券を紛失された場合の届出等の手続きは、旅券窓口にお問い合わせください。
- 静岡県内の窓口で旅券を申請できるのは、原則として**静岡県内に住民登録している方**です。

申請に必要な書類

◆申請は県内各市町の旅券窓口です。

1 一般旅券発給申請書

- ・10年用と5年用の2種類があります。(18歳未満の方は5年用のみ申請できます。)
- ・用紙は旅券窓口にあります。(申請者本人の記入欄(直筆)があります)
- ・書き方は記入例(裏)を参考にしてください。
- ・ダウンロード申請書で申請することもできます。詳しい利用方法は外務省ホームページ(「パスポート申請書ダウンロード」で検索)をご覧ください。

2 戸籍謄本.....1通

(全部事項証明書)
※記載内容が最新で発行日から6か月以内のもの

- ・有効中の旅券を新しい旅券に切り替える場合で、氏名や本籍の都道府県名に変更のない方は、原則省略できます。変更のある方で、戸籍謄本では変更の経緯が確認できない場合、併せて原戸籍や除籍謄本が必要となることがあります。
- ・同一戸籍内にある複数人が同時に申請する場合は**戸籍謄本1通**で共用できます。

3 写真.....1枚

※申請日前6か月以内に撮影されたもの
※貼らずにお持ちください。



- ・無背景(影・柄・グラデーションなし)・無帽・正面向き
- ・申請者本人のみの写真 ・ふちなしで左図の各寸法を満たすもの
- ・写真はそのまま旅券に転写されます。(カラー・白黒どちらも可)
- ※旅券は海外において唯一の国際的身分証明書であり、旅券の写真は本人確認をする上で重要となります。規格外の写真など不適当な写真は受付できません。
- また、受付後、審査によって写真の撮り直しをお願いする場合があります。
- ※ボックス写真機で撮影する場合は規格にあうよう十分注意してください。

<不適当な写真例> ※写真の規格は国際規格に従い定められています。

- ×左図の規格に合わない
- ×化粧・服装等により本人確認が困難
- ×ピンボケ等で不鮮明
- ×変色、汚れやキズがある
- ×画像に修正を加えた
- ×目元がはっきりしない(眼鏡のレンズに光が反射、眼鏡のフレームが目にかかっている、髪が目にかかっている等)
- ×カラーコンタクトや瞳を大きく見せるコンタクトを装着
- ×髪、着衣と背景が同一色で境目が不明瞭
- ×背景に影・柄がある、均一でない、椅子などが写っている
- ×ヘアバンド、マスクなどで頭部や顔を覆っている
- ×髪や衣服で頬や顎等の顔の輪郭が隠れている
- ×顔に影がある
- ×平常の表情と大きく異なる(笑顔で歯が見える・口角があがる・目を細める等)
- ×斜め上から撮るなど正面から撮影していない

4 本人確認書類.....①又は②

※有効中の原本(コピー不可)
※記載内容が正しいもの
(変更事項があれば訂正済であること)

※代理人が提出する場合は、申請者・代理人それぞれの本人確認書類が必要です。

※申請日現在、**小**学生以下の方は、**本人の保険証**と「法定代理人(親権者)の本人確認書類(①又は②)」でもかまいません。

※該当する書類がない方は、事前に各市町旅券窓口にお問い合わせください。

- ① 次のものから1点
- ◎日本国旅券(有効旅券又は失効後6か月以内のもの) ◎運転免許証
 - ◎船員手帳 ◎海技免状 ◎マイナンバーカード(個人番号カード)
 - ◎住民基本台帳カード(写真付) ◎猟銃・空気銃所持許可証
 - ◎宅地建物取引士証 ◎電気工事士免状 ◎無線従事者免許証
 - ◎官公庁職員身分証明書(写真付) ◎身体障害者手帳(写真貼替防止あり)
 - ◎運転経歴証明書(平成24年4月以降発行のもの)

- ② ①がない場合は次のものから2点(ア+ア)又は(ア+イ) ※(イ+イ)は不可
- | | |
|---------------------|--|
| ア
(写真が貼られていないもの) | ○国民健康保険証、健康保険証、船員保険証、共済組合員証
○国民年金・厚生年金の手帳又は証書、船員保険年金証書、
○納税証明書又は源泉徴収票(直近のもの)
○共済年金・恩給証書 ○実印と印鑑登録証明書
○本籍地の市町村発行の身分証明書 |
| イ
(写真が貼られているもの) | ○会社の身分証明書(写真付) ○学生証、生徒手帳
○公の機関が発行した資格証明書(写真付) ○失効旅券
○療育手帳 |

5 前回取得した旅券

- ・有効期間内の旅券を切り替える場合、有効旅券の提出がないと申請できません。
- ・過去に旅券を取得した方は、失効していても、その旅券をお持ちください。
- ・旅券を紛失・焼失した方は事前に窓口へお問い合わせください。

6 住民票 (発行日から6か月以内のもの)

- ・住民登録した市町で申請する場合は不要です。
- ・マイナンバー(個人番号)の記載のないものをご用意ください。

ヘボン式ローマ字の書き方

○申請書の写真右側の氏名欄には、このローマ字で記載してください。 は間違いやすい表記です。
○氏名に撥音(ん)・促音(っ)・長音が含まれる場合は、表下の例を参照してください。

あ A	い I	う U	え E	お O	きゃ KYA	きゅ KYU	きょ KYO
か KA	き KI	く KU	け KE	こ KO	しゃ SHA	しゅ SHU	しょ SHO
さ SA	し SHI	す SU	せ SE	そ SO	ちゃ CHA	ちゅ CHU	ちょ CHO
た TA	ち CHI	っ TSU	て TE	と TO	にゃ NYA	にゅ NYU	にょ NYO
な NA	に NI	ぬ NU	ね NE	の NO	ひゃ HYA	ひゅ HYU	ひょ HYO
は HA	ひ HI	ふ FU	へ HE	ほ HO	みゃ MYA	みゅ MYU	みょ MYO
ま MA	み MI	む MU	め ME	も MO	りゃ RYA	りゅ RYU	りょ RYO
や YA		ゆ YU		よ YO	ぎゃ GYA	ぎゅ GYU	ぎょ GYO
ら RA	り RI	る RU	れ RE	ろ RO	じゃ JA	じゅ JU	じょ JO
わ WA				を O	びゃ BYA	びゅ BYU	びょ BYO
ん N(*M)					びゃ PYA	びゅ PYU	びょ PYO

外国式氏名のヘボン式ローマ字の書き方

ジェ JIE	チェ CHIE	テイ TEI	ディ DEI
デュ DEYU	ファ FUA	フィ FUI	フェ FUE
フォ FOU	ヴァ BUA又はBA	ヴィ BUI又はBI	
ヴ BU	ヴェ BUE又はBE	ヴォ BUO又はBO	

撥音(ん) Nで表す 例: ほんだ HONDA、しんじ SHINJI
※ 但し、B、M、Pの前にはNの代わりにMをおく。
例: しんば SHIMBA、ほんま HOMMA、しんぺい SHIMPEI

促音(っ) ① 子音を重ねる 例: はっとり HATTORI、きっかわ KIKKAWA
② 但し、CHA、CHI、CHU、CHOの前はTを加える。例: ほっち HOTCHI、はっちょう HATCHO

長音(ー) のばす発音の「O」、「U」は記入しない
例: おおた OTA、かとう KATO、ようこ YOKO、ゆうき YUKI、しゅうじ SHUJI
※ O音をのばす場合は、「OH」の長音表記の選択が可能です。(選択後は変更不可)
例: おおた OHTA、かとう KATOH、ようこ YOYKO

※ ヘボン式によらない表記について ※
パスポート(旅券)の氏名表記はヘボン式ローマ字によるのが原則ですが、ヘボン式によらないローマ字表記ができる場合があります。ヘボン式以外の表記を希望される場合は、事前に申請される窓口へお問い合わせください。

※ 姓(氏)の表記についてのご注意 ※
姓(氏)のローマ字表記は、ご家族(特に直系のご親族)の綴りと異ならないよう、注意してください。既に、パスポート(旅券)を所持されているご家族がいる場合は、事前にご家族の綴りの確認をお願いします。

※ 航空券の予約時等のご注意 ※
海外渡航に伴う航空券、ホテルの予約等の氏名は、パスポート(旅券)の綴りで申し込み(予約)の手続きをしないと航空機に搭乗できない等の支障が生じます。また、海外で使用されるクレジットカードは、パスポートのローマ字綴りと一致しているもののご使用をお勧めします。

【重要】氏名のローマ字表記は、一度パスポートの発給を受けると、原則、変更できません。

申請と受取りなどについてのご注意

【旅券の有効期間内に申請できる場合】

※残りの有効期間は切捨てとなり、旅券番号が変わります。

- 有効期間の残りが1年未満になった場合
- 旅券の記載事項（氏名や本籍の都道府県）に変更があり、新たな旅券とする場合
※有効期間を返納旅券の残存有効期間と同一とする、残存有効期間同一旅券の申請手続きもあります。（旅券番号も変わります）
- 旅券の査証欄に余白がなくなった場合
※有効期間を返納旅券の残存有効期間と同一とする、残存有効期間同一旅券の申請手続きもあります。（旅券番号も変わります）
- 有効旅券を損傷した場合 ※事前に旅券窓口にお問い合わせください。
※上記以外で査証（ビザ）取得のため等で新たな旅券が必要な場合は事前に旅券窓口にお問い合わせください。

【代理提出】

※居所申請の方、刑罰等関係欄に該当のある方、有効旅券を紛失・盗難・焼失された方、有効旅券を損傷された方は、**代理人による提出はできません。**

代理提出の際、次の書類が必要です。

- 本人が申請する際に必要な書類（表紙の1～6） ※ **本人確認書類は必ず原本**を預かってきてください。
- 申請書類等提出委任申出書（申請書裏面）
- 代理人の本人確認書類（表紙の「4. 本人確認書類」①または②のうちいずれか1点）

※申請書表面の「所持人自署」欄、「刑罰等関係」欄、裏面の「申請書類等提出委任申出書」欄（点線より上）は、必ず申請者本人が記入（直筆）してください。

※代理人は、申請内容に関する質問に対して的確に答えられることが必要です。

※1度に10件以上申請する場合は必ず事前に旅券窓口にご連絡してください。（電話連絡可）

【未成年者（18歳未満）の申請】

法定代理人署名が必要です。申請書裏面「法定代理人署名」欄に親権者（父又は母）が署名してください。なお、親権者が遠隔地に在住して申請書裏面に署名できないときは、親権者の署名（直筆）がある「同意書」（指定様式で窓口にあります）を提出してください。

【居所申請】

一時帰国者及び県外に住民登録している方で県内に居所がある方は、例外的に県内の旅券窓口で申請できる場合があります。旅券窓口へお問い合わせください。なお、**県外に住民登録している方は必ず住民票が必要です。**

【「刑罰等関係欄」に該当する方の申請】

特別な手続きが必要になります。事前に県旅券室（TEL：054-221-3755）へお問い合わせください。

【旅券の受取りについてのご注意】

- 旅券の受取りには必ずご本人が申請された窓口へお越しください。**（代理での受取りはできません。）
- 申請から旅券の受取りまでの日数
申請日から、**申請日を含み土曜日、日曜日、祝日等休日及び年末年始を除いた8日目以降です。**
- 旅券発行日から6か月以内に受取りされない場合、その旅券は失効します。
その場合、次の申請で別途手続き及び通常より6,000円高い手数料が必要になる場合があります。
- 手数料…旅券受取り時に、申請日の年齢に応じた金額を収入印紙と静岡県収入証紙（県証紙）で納めていただきます。
（年齢は誕生日の1日前に1歳加算されます。）

区分	18歳以上（選択可能）		12歳から17歳	11歳以下
	10年旅券	5年旅券	5年旅券	5年旅券
収入印紙	14,000円	9,000円	9,000円	4,000円
県証紙	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
合計	16,000円	11,000円	11,000円	6,000円

・ビザ（査証）に関するお問い合わせは、各国大使館（領事館）へ直接、又は旅行会社を通じて行ってください。

・**入国時に旅券の有効期間の残りが一定期間必要な国もありますのでご注意ください。**

静岡県旅券窓口一覧

旅券窓口	申請	受取り	所在地	電話番号
下田市	○	○	〒415-8501 下田市東本郷1丁目5-18	0558-22-2215
東伊豆町	○	○	〒413-0411 東伊豆町稲取3354	0557-95-6203
河津町	○	○	〒413-0595 河津町田中212-2	0558-34-1932
南伊豆町	○	○	〒415-0392 南伊豆町下賀茂315-1	0558-62-6222
松崎町	○	○	〒410-3696 松崎町宮内301-1	0558-42-3968
西伊豆町	○	○	〒410-3514 西伊豆町仁科401-1	0558-52-1112
沼津市 <small>※市民窓口事務所では、旅券を初めて申請する方のみ申請できます。</small>	○	○	〒410-8601 沼津市御幸町16-1	055-934-4772
	○	-	〒410-0312 沼津市原1200-3	055-966-1001
	○	-	〒410-0318 沼津市平沼375-1	055-966-2009
	○	-	〒410-0304 沼津市東原358-1	055-966-2490
	○	-	〒410-0873 沼津市大諏訪46-1	055-962-2083
	○	-	〒410-0049 沼津市江原町3-1	055-921-2084
	○	-	〒410-0022 沼津市大岡2357-1	055-921-2085
	○	-	〒410-0104 沼津市獅子浜34	055-931-3004
	○	-	〒410-0223 沼津市内浦三津249-3	055-943-2044
	○	-	〒410-0235 沼津市西浦立保22-1	055-942-2002
○	-	〒410-0821 沼津市大平2197-1	055-934-3290	
○	-	〒410-3402 沼津市戸田1294-3	0558-94-3111	
熱海市	○	○	〒413-8550 熱海市中央町1-1	0557-86-6254
三島市	○	○	〒411-8666 三島市北田町4-47	055-983-2602
富士宮市	○	○	〒418-8601 富士宮市弓沢町150	0544-22-1134
伊東市	○	○	〒414-8555 伊東市大原2丁目1-1	0557-32-1351
富士市	○	○	〒417-8601 富士市永田町1丁目100	0545-55-2895
御殿場市	○	○	〒412-8601 御殿場市萩原483	0550-83-4363
裾野市 <small>※支所では、旅券を初めて申請する方のみ申請できます。</small>	○	○	〒410-1192 裾野市佐野1059	055-995-1812
	○	-	〒410-1107 裾野市御宿680-1	055-997-0062
	○	-	〒410-1102 裾野市深良657	055-992-0400
	○	-	〒410-1231 裾野市須山1593-12	055-998-0002
伊豆市	○	○	〒410-2413 伊豆市小立野38-2	0558-72-9855
伊豆の国市	○	○	〒410-2292 伊豆の国市長岡340-1	055-948-2901
函南町	○	○	〒419-0192 函南町平井717-13	055-979-8110
清水町	○	○	〒411-8650 清水町堂庭210-1	055-981-8208
長泉町	○	○	〒411-8668 長泉町中土狩828	055-989-5509
	○	○	〒410-1395 小山町藤曲57-2	0550-76-6101
	○	-	〒410-1313 小山町竹之下1311-7	0550-76-0134
	○	-	〒410-1326 小山町用沢188-1	0550-78-0502
静岡市	○	-	〒410-1431 小山町須走267-6	0550-75-2211
	○	○	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1	054-221-1061
	○	○	〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10-40	054-287-8611
島田市	○	○	〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8	054-354-2126
	○	○	〒427-8501 島田市中央町1-1	0547-36-7194
焼津市	○	○	〒428-0026 島田市金谷本町2014-2	0547-46-3563
藤枝市	○	○	〒425-8502 焼津市本町2丁目16-32	054-626-1116
牧之原市	○	○	〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11-1	054-643-3123
吉田町	○	○	〒421-0592 牧之原市相良275	0548-53-2604
川根本町	○	○	〒421-0395 吉田町住吉87	0548-33-2101
浜松市	○	○	〒428-0313 川根本町上長尾627	0547-56-2222
	○	○	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2	053-457-2870
	○	○	〒431-1395 浜松市北区細江町賀賀305	053-523-1116
磐田市	○	○	〒434-8550 浜松市浜北区貴布祢3000	053-585-1112-1
	○	○	〒438-8650 磐田市国府台3-1	0538-37-4816
掛川市	○	○	〒436-8650 掛川市長谷1丁目1-1	0537-21-1141
	○	○	〒437-1416 掛川市三俣620	0537-72-1118
	○	○	〒437-1393 掛川市西大淵100	0537-48-1003
袋井市	○	○	〒437-8666 袋井市新屋1丁目1-1	0538-44-3112
	○	○	〒437-1192 袋井市浅名1028	0538-23-9211
湖西市	○	○	〒431-0492 湖西市吉美3268	053-576-4531
御前崎市	○	○	〒431-0395 湖西市新居町浜名519-1	053-594-1115
菊川市	○	○	〒437-1692 御前崎市池新田5585	0537-85-1117
森町	○	○	〒439-8650 菊川市堀之内61	0537-35-0905
森町	○	○	〒437-0293 森町森2101-1	0538-85-6312

受付時間は、窓口により異なりますので、直接市町の旅券窓口にお問い合わせください。